

日本思想史研究 第三十九号 別刷  
二〇〇七（平成十九）年三月

頼山陽における政治なるもの

大  
川  
真



## 頼山陽における政治なるもの

はじめに

大 川 真

厳格な父との確執。江戸遊学期での放蕩生活。突然の出奔と幽閉。女弟子への恋……。頼山陽（安永九・一七八〇年〜天保三・一八三二年）という人物は文学的ロマンをかき立てるエピソードに事欠かない。だが彼を思想家として正当に立ち位置を与えるのは容易な作業ではない。山陽の歴史書『日本外史』<sup>(1)</sup>『日本政記』<sup>(2)</sup>はつとに名文として知られ、活々澁々としたその叙述は、山路愛山からは、「彼は日本人として日本の英雄を詠ぜり。」<sup>(3)</sup>、森田思軒からは「外史は主らその事実の底に伏せる個人の性質に意を注で之を写せり。外史の諸人物の他の諸史に比して皆な各自鮮明の特色異采を具して以て紙上に立つが如き趣き有る者はこれが為なり」<sup>(4)</sup>などと評された。しかし一度彼に思想的レッテルを貼ると、途端に彼の個性が殞命してしまふ。曰く、尊王（皇）思想家<sup>(5)</sup>。曰く、朱子学者<sup>(6)</sup>。多面的で懐の深い

思想家に、レッテルやキャッチフレーズを付けると、得てして陳腐になるが、山陽という魅力的な難物を目の前にすると、一層その思いを強くせざるを得ない。思想史研究で誠実に山陽に対峙しようとするれば、さしずめ思想原理・思惟様式を内在的に理解し抽出化する立場があろう。「理」や「勢」概念の関係について考察した玉懸博之氏の研究<sup>(7)</sup>や、「天」の二面性について指摘した石毛忠氏の研究<sup>(8)</sup>がある。山陽の思想原理・思惟様式に対する両者の研究は精緻であるが、政治思想研究の観点からすると幾分かの不満が残る。山陽の思想を政治思想のレベルで読み込んでいった際に、核心と思われるのが次の一文である。

唐の柳宗元、封建を論じて曰く、「勢なり」と。余れ曰く、「封建は勢なり。勢を制するは人なり」と。（原漢文）（『日本外史』卷十三、徳川氏前記）<sup>(9)</sup>

この一文の趣意は、政論書『通議』の「天下を治むる者は其の勢に因りて而も専ら其の勢を恃まず。」（論勢）という一文とも連絡する。

柳宗元の「封建論」は山陽の「勢」概念の成立の下敷きとなつてゐるが、実は両者の「勢」概念は似て非なるものである。現行の郡県制を是とする柳宗元は、三代の封建制を「聖人の意に非ざるなり。勢なり。」と結び、その運命的な不可逆的な歴史的作用力を悲嘆した。対して山陽は、歴史的作用力の「勢」が、人為による「制」を因子として成立することを強調するのである。山陽が描いた日本史像とは、この「制」を変数とし、「勢」を定数とする振幅の一定しない波形図のようなものである。

このような視座でもう一度先達の研究を回顧すると、山陽思想の核心を「勢」と「制」との力学的弁証関係に見いだした野口武彦氏の炯眼には感服する。野口氏の仕事の本質は、「悪魔的」な政治思想家カール・シュミット（一八八八年～一九八五年）に同定され得るような、山陽の透視力を見抜いたことにある。先ほどの「勢」と「制」との絡みで言えば、「勢」が飽和点に達する状態、則ち、ある政権が確立、もしくは崩壊するという過程を動的に読者に見せながら、そこに為政者のどのようなプラスもしくはマイナスの「制」があったのか。頼山陽の真髓はその「制」

への鋭敏な洞察力に在る。「勢を制するは人なり」。山陽の政治思想を集約すればこの一文に尽きるが、この「制」は政権運営術、換言すれば政治力学・工学的なものであり、思想原理的に抽出化され得るものではない。個別・具体的術策の総体である「制」は、「天」「理」「氣」「情」などのイデア的な概念の範疇から洩れるものである。山陽の思想が難物な所以は此辺に存する。野口氏は如上の事情を氏一流の直感によって理解しながらも、「制」への考察が不徹底に終わったために、研究史では「勢一元化論」という平板な印象を与えてしまつてゐる。したがつて本稿は、それぞれの歴代政権における具体的シチュエーションで血肉化された叙述から「制」を示し、その事例からおのずと帰納的に頼山陽の思想像を提示していく一見迂遠な方法を採用たい。また近世思想史上で孤立した位置にある山陽を、近世中後期の政治思想史上位置づけようと思う。

### 一、封建・郡県論の予備的考察

山陽の政治観に着目した早い例として伊藤博文の次のエピソードがよく知られてゐる。

予は少時から山陽の日本政記を愛読し、彼れの勤王論に感激せると共に、我が王朝の盛時は今日の所謂郡県

の制行はれ、此制度は即ち王朝の生命なりしこと深く心に感じ、其後留学の爲英國に赴き、欧州諸国亦郡県の制を実施して国家の隆盛を來たせるを目撃し、益々封建を廃止せざるべからざるの必要を確信し、維新の初め既に其意見を岩倉公に開陳したることもありたれば、予の郡県論は一朝一夕に出でたるものにあらざるなり。<sup>14</sup>

山陽が郡県制に重きを置いていたのか否かについては後に検討することとして、山陽の政治思想のなかで封建・郡県論が占める割合は大きいということをまず述べたい。

近世日本の思想家たちは中国の封建・郡県論の蓄積を享け議論を展開していく。<sup>15</sup> 封建を是とする魏の曹元首「六代論」、晋の陸士衡「五等諸侯論」、唐代に入り現行の郡県を是とする李百薬「封事」、柳宗元「封建論」、折衷的立場の顔師古「論封建表」、宋代に入り郡県を是とする蘇東坡「論封建」、封建を是とする劉敞「封建論」などを日本の儒者たちは参照している。付言すれば、これらの中国の封建・郡県論は、「その発明するところのもの、公と私に過ぎざるのみ」(『文献通考』卷二六五、封建考六)と宋の馬端臨が評したように、その多くが「公」「私」という枠組みを基準軸として構成されている。中国の場合、「封建」が体制批判的性格を持つ一方、近世日本の場合、「封建」は

幕藩体制と等置され体制を絶対化する理念しての役割を担ったと増淵龍夫氏は述べたが、体制批判―体制擁護という対立で纏めるのは些か単純である。山陽の封建・郡県論を理解する前提として、近世日本の代表的な封建・郡県論についてごく簡単に触れてみたい。

近世日本において封建・郡県論の嚆矢とすべきは、山鹿素行である。素行は、「失は政に在りて制に在らざるなり」(『中朝事実』神治章)、「封建も郡県も、公心を以て行ふときは皆公にして、天下を以て己れの爲めに私せざるなり」(『山鹿語類』卷九「封建・郡県」というように、封建・郡県の間には優劣を置かず、「制度」ではなく君主の「心」を評価基準とする。

近世の思想家のなかで明確に封建を是としたのは徂徠学派である。徂徠の議論に特徴的なものは、安定性への希求である。

封建の世は、天下を諸侯にわりくれ候而、天子之直御治めは僅の事に候。諸侯の臣は、皆世録にて代々知行所を持候而有之候。尤も賢者を挙用る事にて代々知行大体は人の分限に定り有之候而、士大夫はいつも士大夫に候、諸侯はいつも諸侯に候故、人の心定り落着く世にて候。(『徂徠先生答問書』上)<sup>17</sup>

「旅宿ノ境界」(『太平策』)と当代を認識する徂徠にあつ

て、封建制の利点は、世襲制により身分固定が可能となる点に見いだされる。「人の心定り落着く世」を封建の世に措定する徂徠にとって最も重要な点は安定性にあり、『政談』における都市工学的な政策も、かかる安定性への志向に裏付けされたものである。

素行を嚆矢とし、やや時代を下って徂徠学により封建・郡県論が繁興するのであるが、対内的・対外的ともに危機感が深刻に意識され、従来の政治的枠組の再編が行われる十八世紀末から十九世紀の初頭になると、封建・郡県論も新たな局面に至る。前田勉氏は、従来の二分法（郡県↓封建）から、国学、後期水戸学、昌平黌の朱子学に三分法（封建↓郡県↓封建）が広まり「上古」封建を理想化することによって、真の封建に復古せねばならないという変革のエネルギーが生まれると説明している。

それでは山陽の封建・郡県論はどのように位置づけられるのか。封建・郡県論の古典的研究である浅井清『明治維新と郡県思想』では、「彼の著述が王政復古思想の涵養に與つて力ありしことは茲に改めて言ふ必要も無いが、彼の郡県・封建論には、未だ王政復古思想としての郡県思想は現はれて居らないやうである。唯彼が封建の絶対性を否定して居ることは明らかである。」（四二頁）と、王政復古思想への過渡的な位置に据えられている。山陽思想が反封建

的であり、どちらかと言えば郡県寄りであるという評価は他にも見られ、かかる評価は、冒頭で掲げた尊王思想家という像と密接に関連している。

ここで山陽の言葉に虚心に耳を傾けてみたい。

郡県の世、患は姦臣と叛民とに在りて、封建はこれなし。これなきに非ざるなり。これありと雖も、而も猝かにその国を亡ぼすに至らざるなり。何となれば、諸侯は各々その土地・甲兵を有ち、その力、以て内は姦邪を懼れしめ、外は盜賊を禁ずるに足ればなり。然れども、その力以て盜賊を禁じて姦邪を懼れしむるに足る、故に制し難し。これを制するに権を以てす。権、上に在れば、則ち天下の勢分かれ、以て上の令を奉ず。権、上に在らざれば、則ち天下の勢、合して、下、その志を恣にす。合するとは何の謂ひぞ。党あるを謂ふ。党あれば、必ず耦ありて争ふ。争ふにその土地・甲兵を以てす。故に吞噬・拏獲し、数十年にして止まず。郡県の存亡の立ちどころに決するがごときに非ざるなり。而してこれが上たる者、既に以てこれを制するなく、その或いは勝ち、或いは負くるに聴すのみ。而して勝たんとする者、或いは我れを挟み、以てその勝ちを取る。而も既に勝つに及びては、乃ち終に我れを制し、我れこれを如何ともするなし。これ封建の通患に

して、応仁の乱も亦た然りとす。『日本政記』卷一  
五、後土御門天皇紀論贊<sup>21</sup>)

山陽は武家政権成立以前を郡県、以後を封建とみなし、天保期以前で一般的であった二分法を採る点では、独自性は見られない。そしてこの資料から窺知できるように、郡県・封建との間に優劣を置いていない。郡県・封建にはそれぞれ長所・短所の両面があり、どちらかに軍配をあげることを山陽は頑なに拒絶する。ここで述べられているのは、郡県・封建のそれぞれの政権崩壊過程の違いである。中央集権的な国家形態である郡県においては、地方で叛乱が起こった際に、その予兆を察知するのに難く、また封建の世のように近隣する諸侯間での抑制効果も期待できず、叛乱分子の勢力が強大化した後で蜂起されれば、短期間に政権は崩壊してしまう。一方、地方分権的な国家形態である封建の治世においては、中央政権の権力・權威が失墜すれば、各諸侯が結託して「党」を作り、やがて「耦」となって国内を二分する内戦へと拡大し、応仁の乱のごとく、長期的な崩壊過程を辿ることになる。かかる動画的な描出が政治思想家頼山陽の特徴であり、山陽の封建・郡県論とは、それぞれの治世において、どのような「制」によって、政権が持続したのか、はたまた崩壊したのか、日本歴史の具体的局面において提示するというモチーフで貫かれている。

## 二、政権の維持運営術

### (一) 郡県制

山陽は郡県、封建それぞれの国家形態に即した形で、有効な「制」の在り方を述べる。郡県の治世、則ち古代の天皇家政権において山陽が重視するのは「大権」である。この「大権」という語は「君権」とも言い換えられ、中核にあるのは、君主(天皇)の統帥権である。

蓋し我が朝の初め国を建つるや、政体簡易、文武一途、海内を挙げて、皆兵にして、天子これが元帥となり、大臣・大連これが偏裨となる。未だ嘗て別に将帥を置かざるなり。豈に復た所謂の武門・武士なる者あらんや。故に天下事なければ則ち已む。事あれば則ち天子必ず征伐の勞を親らす。否ざれば、則ち皇子・皇后これに代り、敢てこれを臣下に委ねざるなり。是を以て大権上に在りて、能く海内を制服し、施いて三韓・粛慎に及ぶまで来王せざるなきなり。『日本外史』卷一、源氏前記<sup>22</sup>)。

大兵の権は、これを臣下に委ぬべからざるなり。(中略) 後世に至るに及び、兵戎の事は、これを有司に委ね、公卿と雖も、亦た甚だしくはこれを恤へず。況んや天子に於いてをや。(中略) 終にこれ大権下に移る

を致す。国勢一変し、長く古に復へらず。『日本政記』  
卷一、景行天皇紀論贊<sup>23</sup>。

統帥権を天皇が固持すること。これこそ郡県制を維持する要諦であり、専横を極めた藤原摂関家が天皇家の地位を奪取しなかったのも、彼らが臣下としての「名分」を守ったからではなく、「兵権」を掌握しなかったためであると説明する。

藤原氏に至るに及び、世々威腕を藉り、専恣極まれり。而れども未だ嘗て反逆を謀るに至らざるは、名分大いに定まること往昔に異なるありと雖も、亦た躬ら兵権を握らざるが故のみ。『日本政記』卷一、垂仁天皇紀論贊<sup>24</sup>。

郡県制のもう一つの要諦は政権機構である。山陽は太政官制について次のように述べている。

それ太政大臣の名は、大友・高市に見ゆるも前後になき所なり。蓋し以て国儲を定むるの漸となすのみ。常置すべきの官に非ざるなり。何となれば則ち、人臣は天子を夾補し、専らは太政を管すべからず。人臣にして太政を管するは、これ天子を弁髦にするなり。故に特だこれを親王に属するのみにて、敢へて官名を立てず、知太政官事と称するはこれ儲王なりと曰ふがこときなり。而してこの官庁の事に与り知るのみ。実にそ

の官に任ずるに非ざるなり。実にその官に任ずるは、則ち左右大臣あり。仍りてこれを分つなり。而してその下に弁官あり、納言あり、外記ありて、事を判じ、体統相属し、管轄して上す。而して天子臨決す。人主の勢を尊びて、権柄の下に移るを防ぐ所以なり。『日本政記』卷三、文武天皇紀論贊<sup>25</sup>。

この資料につき植手通有氏の解説が見事に正鵠を射ている。

大臣ないし権臣を複数とし、その下に権限の分化した官人組織をヒエラルヒッシュに構成することによって、権臣相互の抑制均衡をはかり、君主が大権を一手に掌握して最終決定を下す、という考えは、山陽が一貫して強調するものである。<sup>26</sup>

## (二) 封建制

平安末になると、天皇家は大権（兵権）を喪失し、臣下相互の抑制均衡も不可能となり、武家政権の成立をメルクマールとして郡県の世から封建の世へ転換したと山陽は捉えるのであるが、封建で重視される「制」は二つある。その一つは分封の「制」（勢力配置術）である。

源氏は王土を攘<sup>ひ</sup>み、以て王臣を攫<sup>ひ</sup>く者なり。足利氏は王土を奪ひ、以て王臣を役する者なり。故に足利氏の



罪を論ずれば源氏に浮ぐ。而して源氏は再伝して亡び、足利氏は乃ちこれを十三世に延くを得たる者は、蓋し源氏は宗族を剪除して、孤立自ら斃る。而して足利氏は子弟・旧臣を封建し、以て相ひ維持するに足る。故に遽に滅びざるのみ。〔日本外史〕卷九、足利氏正記源氏より足利氏の治世が長期化した原因について、山陽は、尊王論的な立場では説明がつかないことを見抜き、分封の仕方巧みさをその要因とするリアリスティックな視座に立つ。封建制において山陽が分封の「制」を重視していたことは、次の織豊政権と徳川政権との比較を論じた文章でより明かとなるう。

封建の勢は源氏に始まりて足利氏に成る。足利氏未だその利を享けず。而してその弊に勝へず。織田・豊臣、その弊を承けて、これを裁するの術を知らず。蓋し皆我が徳川氏に待つあり。夫れ外諸侯（外様大名のこと―注）あり。内功臣の封は、外諸侯に抗する能はず。然る後、以てその内を親戴衛護して、その外を折衝禦侮するに足る。否ずんば則ち功臣も亦た、諸侯と等しからんのみ。我を戴くの心なくして、我に争ふの意あり。これ織田氏の禍を被る所以なり。能く外諸侯を存すと雖も、而も長を断ち短を補ひて、勢力をして略々敵せしむるを知

らず。また大いに宗族を封じ、その扼塞に抛り、犬牙相ひ制し、以てその邪心を鎮圧するを知らず。これ豊臣氏の嗣を絶つ所以なり。織田氏は唯々これを取るに難んず。故にこれを分かつに重んず。豊臣氏は唯々これを取るに易し。故にこれを分かつに軽んず。これを軽んずるとこれを重んずると、その情異なりと雖も、其の天下英雄の心を収むる能はざるは一のみ。故に曰く、「二氏は封建の弊を承けて、これを裁するの術を知らず」と。我が徳川氏に至りては、二氏の失に鑑みて、その衷を秉り、これを矯むるに漸を以てし、その内外軽重の際を権り、以て万世に維持す。封建の勢、ここにおいて一定して復た撼すべからず。〔日本外史〕卷十三、徳川氏前記）

要害には親藩大名を置き、外様大名の周辺には牽制勢力として譜代大名を分封する。さらに外様に比べ少ない石高で分封することによって謀叛を不可能とさせると同時に、主家への忠誠如何によって自家の存亡が決定されることを強く意識させる。斯かる狡巧な分封の「制」の存在こそが、徳川政権をして、短期間に滅亡した近代の織豊政権、ひいては歴代の武家政権に卓絶した政権たらしめていると山陽は把握するのである。

封建の代において、君主が「権」（権力・権威）を保持

するために、分封の「制」の重要性を説くのであるが、もう一つの重視される「制」は、アメ（恩）とムチ（威）による臣下掌握術である。

天下を制馭するは、恩と威とのみ。恩これを懐け、威これを服し、相待ちて行はる。恩無ければ、則ち威以て加ふべからず。これを加ふれば、則ち我れを怨む。

威無ければ、則ち恩以て施すべからず。これを施せば、則ち我れを徳とせず。『日本政記』巻一四、後龜山天皇紀論贊)

歴代の封建政權（武家政權）への評価も、「恩」と「威」との「制」如何によつてなされる。例えば「足利氏の能く天下を得る所以は、その多くは土壤を割き、諸將に与へて吝まざるに由る。而して天下を治むる能はざる所以も、亦たこれに由る。」（『日本政記』巻一四、称光天皇論贊）というように、足利氏はアメを多用（誤用）したことにより、政權を成立させ、また崩壊をも招いたと、山陽はアンビヴァレントな評価を下す。

さらに山陽は、アメを多用し臣下の甘心を得ることの非について考察へと歩を進める。

而して其の旧臣・門族を分つや、所謂る三管領は皆大封に抱る者なり。既にこれに与ふるに、土地・人民の富を以てし、またこれに仮すに、官号の崇きを以てし、

これに授くるに、権柄の要を以てす。是れ奚ぞ虎に傳くるに翼を以てするに異ならんや。応仁の乱、是れその由りて起こる所なり。而して終に上將（將軍のこと。一注）も亦た虚器を擁すること王室に同じきを致す。その極や、その位号を并せてこれを喪へり。豈に計の失へる者に非ずや。『日本外史』巻九、足利氏正記)

領地を多く分配し高い官位を授与することは、臣下が強大な軍事力を確保した際には、「虎に翼」(出典は『韓非子』難勢)となつて、「大権」を喪失したかつての天皇家と同じような蹶躓を行っているのに他ならない。中央集権的な郡県の世とは異なる封建の世においては、政權の頂点にいる者は、よほど諸侯とのパワーバランスに気をつけねばならない。

足利氏はアメの与え方が下手であつたが故に政權の崩壊を招いたわけであるが、歴代の政權のなかで最もアメの使い方が狡猾であつたのが豊臣秀吉であり、その手立てによつて「最下なる者、反りて最上に居る」(『日本政記』巻一六、正親町天皇論贊)ことが出来たのである。

太閤の時に方り、その天下に布列する者は、概ね希世の雄なり。而るに尊氏の施す所を用ひんと欲せば、誰か肯へてその用をなして敢て叛かざらんや。敢て叛かざらしむる所以は必ず術あり。曰く、その意に中つる

なり。曰く、その意外に出づるなり。その意に中つれば以てこれを感じせしむるに足り、その意の外に出づれば以てこれを畏服せしむるに足る。天下の群雄、我れに感喜・畏服せば、我れの天下に於ける何をなしてか成らざらん。何を欲してか致さざらん。これ太閤の、一世を鼓舞・顛倒して、それをして自らその何の故なるかを知らざらしむる所以なり。故に時に及びて輒ち予ふるものあり。未だ当さに与ふべくして与へざるものあり。既に奪ひて大いに与ふるものあり。分かち与へてこれを鬪はすものあり。故に太閤は能く土地・金帛・爵位を用ひ以てその術を濟す。専ら土地・金帛・爵位を恃むに非ざるなり。〔『日本政記』卷一六、正親町天皇紀論贊〕

山陽は「制」＝「術」として捉え、政権の寿命は畢竟この術の内実という一点に係ると断じ日本歴史像を描出するが、斯かる発想の先鞭に荻生徂徠を置くことはできよう。「これ大閤の、一世を鼓舞・顛倒して、それをして自らその何の故なるかを知らざらしむる所以なり。」という山陽の言辞は、「術なる者は、これに由りて以て行はば、自然にしてその至るを覚えざるを謂ふなり。」〔『弁名』道、十一〕という徂徠の言辞と通底するものがある。ただし徂徠の「術」とは、「生民より以来、物あれば名あり。名は故

より常人の名づくるものあり。これ物の形あるものに名づくるのみ。物の形なきものに至りては、すなはち常人の睹る能はざる所のものにして、聖人これを立てこれに名づく。然るのち常人といへども見てこれを識るべきなり。」〔『弁名』序〕、「道なるものは統名なり。礼楽刑政凡そ先王の建つる所のものを挙げて、合せてこれに命くるなり。」〔『弁名』道、三〕というように、聖人による命名権を根幹に置き、朱子学のように言語による教導ではなく、中国古代の先王による礼楽刑政という製作物による教化術を内容としたものである。<sup>33)</sup>山陽の「術」の場合、そもそもあるべき定準（原理）というものはなく、日本歴史に登場してきた具体的な為政の在り方から帰納的に「術」を導き出している。家康の分封術、秀吉の恩賞術など、狡猾かつ周到な政治的手立ての描出能力において山陽は他の思想家を圧倒している。

### 三、名実乖離論

政権の長期化のために、郡県の世界では「大権」の維持、政権機構の体系化、封建の世界では分封術・「恩」「威」による臣下掌握術が重視されるのであるが、山陽の政治思想にはもう一つの面がある。それは名実乖離論である。<sup>34)</sup>「政は実を貴び、名を貴はず。名を貴べば、則ち民に益なし。

実を貴べば、則ち国に利あり。」(『日本政記』卷五、嵯峨天皇論贊)と述べるがごとく、山陽は「名」(身分制)と「実」(実効的な政治的支配)との二相に分け、政権を持続させるためには「実」に配慮した政策を行うべきと主張する。先ほどまで論じてきた政権の維持運営術は、「実」の世界での有効な政治的手立てを列挙したものである。天皇家から武家への政権交代について山陽は以下のように述べる。

それ物力は、国の存する所以なり。而してその盛衰息耗する所以は、紀綱・版籍の二者に在り。故に祖宗の制を定むるや、必ずここに意を致し、後世子孫をして頼りて以てその国を守らしむ。これ無くんば、一日として守るべからざるなり。然れどもこれを守ること久しければ、二者は歳に弛み月に廃れ、名存して実亡び、その終に空器を守るに至りて、天下の実移る。これ和睦の同じき所にして、国朝著しと為す。(『日本政記』卷七、醍醐天皇紀論贊)<sup>35</sup>

山陽は郡県の完成形(太政官制の確立を重視する)を天智天皇の代に措定するのであるが、後代の天皇は時宜に應じて改変を加えることも無かったが故に、政治支配に必要な要素である紀綱・版籍を武家に奪取され、「名」のみの形骸的君主へと零落してしまつたと批判的なニュアンスを込

めて述べる。

政権交代史とは端的に言えば「実」の移動史である。官位などの「名」については朝廷が発給権を持つものの、「実」については「天」が有能な為政者に付与すると捉えた。

官爵は名なり。権利は実なり。名は朝廷に出づるも、実<sup>36</sup>は天に出づ。天、その実を以て源氏に与へ、曰く、これ嘗て力を民に竭<sup>37</sup>せる者なり、と。故に源氏は天下の実を収む。而して朝廷はその名を擁するのみ。(『日本政記』卷十一、伏見天皇紀論贊)

北条氏が低い官爵でありながら將軍・摂関・天皇の廃立を行い得た所以も、究竟は「実」への配慮が行き届いていたことに求める<sup>37</sup>。

北条氏は別に主を立て、以て源氏の名を嗣がしめ、而して己れはその実を守る。唯だその実を守るのみなり。故に世世務むる所は、民を養ふに在り。民を養ふは、自ら儉し自ら勤むるに非ざれば不可なり。われ務めて心をその実に尽くすと云ふのみ、名はわれ敢て貪る所に非ず、と曰ふがごときなり。是を以て北条義時は、官を遷すと雖も、猶ほ原銜を称し、子孫、皆その遺意に循<sup>38</sup>ひ、相模守・武蔵守に終ふ。而して相模守・武蔵守、能く大將軍を易置し、能く摂政・関白を進退し、能く天子を廃立するは、何ぞや。天下の実ここに在れ

ばなり。〔日本政記〕卷十一、伏見天皇紀論贊<sup>38</sup>〕

政治世界において「名」より「実」が優先されることを山陽は縷説する。しかし一方で、名実併合に対しては峻烈な批判を展開するのである。

或ひと曰く、「将家の礼制、概ね義満の時に成る。而して憾むべき者あり。夫れ天子の事を行ひ、而してこれを將軍と謂ふ。已に不称となす。而してこれが下たる者、封を將家に受け、而して爵を王朝に班す。また不順となす。義満をして、学あり、術あり、古今を参酌して、官爵を創立せしめ、己天子に下る一等、王朝の公卿を除くの外、天下の万姓、尽くその臣となさば、豈に善からずや」と。外史氏曰く、噫、是れ足利氏を助けて虐をなす者なり。夫れ天下、名あり、実あり。昔、我が王家、海内を統馭し、租に食み税に衣、而して爵秩を以て功勞に酬ゆ。この時に當つて、名実の權、並に朝廷に在り。その後及びて、その名を盗みて敗るる者あり。平將門是れなり。その実を窃みて成る者あり。源頼朝是れなり。その名実を并有せんと欲して、これを両失する者あり。則ち足利氏是れなり。〔日本外史〕卷九、足利氏正記<sup>39</sup>〕

資料中の「或ひと」とは新井白石を指し、「將家の礼制：善からずや」という引用文は『読史余論』に拠る。<sup>40</sup> 対朝

鮮外交において国王復号を断行した白石は、將軍が国王を名乗ることの先例として真つ先に足利義満を考えた。ただし義満は拙陋な政治家であった。政治的实力からすれば君主でありながら、朝廷の官位制に依拠してしまふという名実乖離の政治方式を行ったとして敵しく批判される。義満の轍を踏まないためにも、名実一致の制度の創出、すなわち朝廷の官位制から切り離し、実際の君臣關係に相応した武家独自の勲階制を創設すべきであると白石は主張したのであった。<sup>41</sup> 「白石は『余論』仮名書也。漢文にいたしても其論究竟の処、人以爲帰於勲說候を恐れ候也。」(篠崎小竹宛書簡、一八二二年十一月二十五日付) というように、山陽は白石を相当に意識しており、『外史』の例言では、「近時の諸儒、君に非ず臣に非ざるの間において、別に名号を造り、左支右吾、議論騰起す。これを崇ぶと曰ふと雖も、その実はこのを黷す。」と述べている。政治思想家頼山陽にとつての最大の讐敵は新井白石であった。白石と山陽の対立構図を佐幕对尊王と規定するなら、それは全く意味をなさない。本質的には、「名」と「実」との關係性をめぐる、氷炭相容れない思想性の相違にある。

封建の世においても、実質的な政治君主の頭上に、かつての郡県の代の君主が形式的であれ居座り続けるという奇妙な政治形態。中国の經史をテキストとした日本の儒者た

ちはこの不可解な国家形態に頭を悩ませてきた。山陽は斯かる「朝幕」関係をめぐる思想家の解釈史に終止符を打とうとした。「実」を掌握する武家の棟梁は、「名」の世界、すなわち、天皇を頂点とした律令的国制の改変を決して行つてはならない。「実」の世界において政権担当者が交代しようとも、「名」の世界では天皇家が永久にその地位が保証される。「実」とは完全に分離された形で「名」の世界の不可変が約束されるのである。再三述べてきたように、山陽は「実」の面においてはまことに醒めた眼で歴代の政権担当者を論評する。有効な政治の手立てを實踐できなかった無能な政権は崩壊の一途を辿るのみ、と。これは天皇家も例外ではない。政治的君主として無能であった天皇に對しては廢位も認め、そこには何の同情も悲嘆もない。

(元慶八・八八四年、藤原基経が陽成天皇を廢立し時康親王を即位させたことに對して―注) 国朝、太子を廢することあるも、未だ天子を廢することあらず。天子を廢するは、藤原基経より始まる。而るに當時異議無く、後世これを称へるは何ぞや。その(基経―注)門望比無きに由るか。その父の勢を藉るか。抑々その器略・神識、中外を屈服するか。三者皆然り。然れどもこれより大なるものあり。曰く、廢する所、當に廢すべき者なればなり。立つる所、當に立つべき者なれ

ばなり。當に立つべき者を立て、而して當に廢すべき者を廢す。三者無しと雖も、天下將にこれに服せんとす。(『日本政記』卷六、陽成天皇紀論贊<sup>42</sup>)

しかし「制度」として天皇を論じた場合、先ほど見たように、山陽は名実乖離論を以て、天皇制の永遠性を保証しようとする。なぜ天皇制は永久に持続するのか。その根拠は何なのか。あれほど鋭く政権寿命の秘密を見抜いた山陽ならば、天皇制持続の原因についても何らかの回答を用意しているのに違いない。山陽はそう思わせる悪魔的な眼力がある政治思想家である。しかし山陽は、「その実を収むと雖も、而して終にその名を存して変ぜざるのみ。故に變ずるは天なり。変ぜざるも亦た天なり。」(『日本政記』卷一六、正親町天皇紀論贊)と「天」の計らいに歸し、天皇制持続の秘密を冥茫の彼方に隠し込むのである。

### おわりに―十九世紀的思潮との関連から―

政権の長期化のために有効な政治的術策(「制」)の数々を提示する一方、天皇制の永遠化のために、「実」とは切り離された形で「名」の存続を説く。山陽の政治思想はこの二面性によって成り立っている。朱子学者、尊王主義者……。こうした評価がいかに陳腐であるか……。いままで私た

ちは山陽という政治思想家に対して正当に理解してこなかったが、以後、近世政治思想史を論じようとすれば、頼山陽に触れないわけにはいかなかったと思う。

山陽の思想は、政権担当者には政治的有能性を厳しく要求する一方で、天皇には政治的責任とは無縁な世界で穏やかにその地位を保たせようとする。丸山眞男が苦闘した、天皇制を淵源とした政治的無責任の体系。丸山が対決すべきは「悪魔」的思想家頼山陽の斯かる思想であつたのかもしれない。

さて最後に同時代的思想家である会沢正志斎との相違点について少し触れて擱筆したいと思う。

山陽は、「人心一たび背けば、天下靡沸す。」(『日本政記』卷一二、後醍醐天皇紀論賛)と述べ、民心への関心を高く持っている。もちろん儒教には『孟子』に基づく民本主義の伝統があるが、山陽が置かれた十八世紀末から十九世紀初の時代状況を考えてみると、山陽の発言がかなりの重みを持っていたと考えられる。

天下を治むる者は、常に人心の嚮ふ所に従ひ、以てその事を成す。事成りて、天下吾が権を仰ぐ。人心の嚮ふ所に従はざる者は、一時に克つと雖も、而も未だ久しからずして壞る。(『日本政記』卷一四、後花園天皇紀論賛)<sup>(44)</sup>

斯かる民心の重視姿勢は正統論にも見られる。山陽は、栗山潜鋒の「三器を擁するを以て正と為すべし」(『保建大記』巻上、一七一六年刊)という記述について、皮肉を込めて次のように批判する。

保建大記、我が儕・小人をして璽・宝剣・内侍鏡を重ねしむるものなり。然して其の言に曰く、「璽・宝剣・内侍鏡の在る所を以て、皇統と為す」と。もし然れば則ち、仮に盜賊をして璽・宝剣・内侍鏡を持たせば、盜賊も亦た皇統と為らんか。(『保建大記を読む』、享和三年)<sup>(45)</sup>

山陽は、「祖宗の意、天・人の心の嚮ふ所を正統となす。正統の在る所、神器これに帰す。神器の在る所、正統これに帰するに非ず。」(『日本政記』卷一四、後龜山天皇紀論賛)と述べ、「正統」を民心と結びつけて考えている。ただしどのように民心を天皇と結びつけるのか、その術策については一切触れていない。その術策によって一君万民型の天皇制国家を作ろうとしたのが、会沢正志斎(一七八二～一八六三年)なのである。

正志斎は「民心を一にす」ることを盛んに説く。民心は「活物」であるが故に揺動しやすく不安定なものであることを、正志斎は山陽以上に強く意識していた。西洋列国からの圧力に対抗するためには何より民心を一体化する必要

があると正志斎は力説する。『新論』（一八二五年成立）で詳述された、天皇を頂点とした祭祀体系はそのための装置である。山陽と同様に政治的術策を説く正志斎は、山陽が残した課題を解決したとも言える。

### 〈注〉

- (1) 一八〇一年起稿。一八二六年完成。翌一七七年松平定信に献上。
- (2) 一八三〇年頃完成。
- (3) 『頼襄を論ず』（『国民の友』、一八九三年。『明治文学全集』第三五巻、三〇四頁、筑摩書房、一九六五年）。
- (4) 『頼山陽及其時代』（民友社、一八九〇年、三四四～三四五頁）。なお山陽史学に対する近代のナラティブについては、宮川康子『日本外史』のメタヒストリー（『思想』八七一号、一九九七年）。
- (5) 「楠正成と子正行と、並びに忠を王室に尽くし、身、国難に殉ず。」（『日本政記』巻一四、後亀山天皇紀論贊）という南朝「忠臣」への激賞。『日本外史』で当代の家斉の治世を「その勢を極む」とする「陰筆」（ここから吉田松陰が徳川政権崩壊の予言を読み取ったと言われる。前田愛『幕末・維新期の文学』「山陽と中斎、法政大学出版局、一九七二年。百川敬仁『日本外史』—尊皇思想の史書—吉田松陰との関わりから—」、「国文学解釈と鑑賞』五四—三、一九八九年）などから、山陽の尊王論を提示するのは容易い。『頼山陽全書』（頼山陽先生遺

蹟顕彰会、一九三一年）の編纂に大きく寄与した木崎好尚は、『政記』は『外史』と共に姉妹本として、流伝尤も博く、特に幕末志士の間にあ読せられて、勤王思想の上に寄与する所特に深きものあり。』（『政記』での南朝正統論は—注）煌々たる国体の精神、尊厳なる大一統の本義は、明目張膽『日本政記』解題」と評価する。戦前でのこのような評価は枚挙に暇がないが、戦後でも山陽から尊王思想家というレッテルを外すのは困難であった。例えば、中村真一郎は、『日本政記』に対して、尊王主義一色ではないとしながらも、『政記』における悪政批判の数々に、現実の幕末の政治の姿を重ねて見、同時に「尊王論」をそれに結合した時、当然の論理的帰結として、倒幕という答えがでて来たのである。」と結んでいる（『頼山陽とその時代』下、一八八頁。中央公論社、一九七六年）。山陽の思想のなかに尊王論が存在することは紛れもない事実である。ただし大成委任論による国家運営がなされてくる寛政期以降の思想家のなかで、純然たる反尊王思想を見いだすのは不可能であり、尊王思想家というレッテルはほとんど無意味である。

(6) 例えば頼惟勤氏は『日本外史』の思想的特徴を「朱子学的名分論」に見る。（『頼山陽と『日本外史』』、『日本の名著 頼山陽』解説論文、中央公論社、一九七二年）。しかし山陽の弟子達、江本鰐水は「経説ハ洛閩ニ帰スシ、而シテ甚シクハ墨守セズ。要ハ古聖賢立言ノ大義ニ通ズルヲ以テ、務メトナス」と、森田節斎は「蓋シ先師ノ学ハ経世ヲ以テ主トナシ、宋儒ノ説ニ於テハ、肯テ信奉セズ」とそれぞれ述べていることから分かるように、山陽の思想の中に朱子学からの逸脱を嗅ぎ取っていた。



(7) 理一性―道の系列の思想的範疇(天道もこれに連なる)をあぐまでも基本的ファクターとして保持しながら、気一情―勢の系列の思想的範疇をも、これを補うものとして山陽は採り入れていると述べる。「頼山陽の歴史思想」(『日本思想史研究』十二号、一九八〇年)。

(8) 天皇の地位を保証する「天」と政権を交替させる「天」の働きがあり、前者は「名」(称号・官位)による君臣秩序を絶対視する大義名分論と、後者は「実」(政治の実権)の在り方を重視する撫民仁政論と結びつく(『頼山陽の歴史思想』、『防衛大学校紀要』人文・社会科学編、四二号、一九八一年)。「近世儒教の歴史思想―頼山陽の史論を中心として―」、『季刊日本思想史』十六号、一九八一年)。

(9) 『頼山陽全書』上、四四九頁。

(10) 『通議』は『新策』を増補修正し晩年に成立した著。

(11) 「頼山陽と歴史的ロマン主義」(『江戸の歴史家―歴史という名の毒―』、筑摩書房、一九七九年)。

(12) 山陽のこのような思考は、政治権力の本質規定を例外状況、つまり戦争とか革命とか合議によって政策決定を行う基盤がなくなつた状態のもので、だれが最高の権限を行使するかの問題に求め、さらにそれを平時の政治権力の源泉にまで敷衍してゆくカール・シュミットの『政治神学』の論理を連想させる。そうした理論化の作業によってナチス独裁制の露払いをしたといわれるこの政治学者はよく悪魔的と評されるが、もちろんわたしはこの人物と山陽との見立て遊びをしようというのではない。だが政治権力というものの本質に内在的に肉薄してゆく論

理の透徹力という点ではこの両者は不思議な特性を共有している。有能な政治家は悪魔と手を握っているというマックス・ウェーバーの名言があるが、卓越した政治学者とはおそらくその悪魔の姿が見える人間なのだろう。そして疑いもなく山陽は、シュミットとともに、歴史に跳梁するいくたのデーモンを透視する、それこそ悪魔的に明晰な視力をそなえた人物であった。(前掲書、一六八―一六九頁)。

(13) 山陽をそもそも「思想家」として評価すること自体にも疑問を呈せられるかもしれない。魅力的な山陽像の一つに「文人」としての評がある(例えば衣笠安喜「頼山陽―山紫水明処を求めたる心」、『思想史と文化史の間』、一七五頁。ぺりかん社、二〇〇四年。初出『中央公論 歴史と人物』四〇号、一九七四年)。山陽の全体的理解のためには、彼の詩書画に見られる色香や粹、雅などにも触れる必要があるが、本稿は山陽の史書・経書に対象を絞って「政治思想家」としての像の提示に専心する。

(14) 小松編『伊藤公全集』第三卷(伊藤公全集刊行会、一九二七年)、直話「廃藩置県の決定」、一四八頁。

(15) 近世日本における封建・郡県論については、浅井清『明治維新と郡県思想』(巖南堂書店、一九三九年)、小沢栄一『近世史学思想史の研究』(吉川弘文館、一九七四年)、渡辺浩『近世日本社会と宋学』(東京大学出版会、一九八五年)、石井紫郎『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』(東京大学出版会、一九八六年)、張翔ほか編『封建』・「郡県」再考―東アジア社会体制論の深層(思文閣出版、二〇〇六年)などを参照。

- (16) 「歴史認識における尚古主義と現実批判——日中両国の「封建」・「郡県」論を中心にして——」(林達夫・久野収編『岩波講座 哲学Ⅳ 歴史の哲学』所収、岩波講座、一九六九年)。
- (17) 『荻生徂徠全集』第一卷(みすず書房、一九七三年)、四三四頁。
- (18) 寛政期を画期として、政治史的には大成委任論の成立があり、思想史ではそれに応じて、統一的国家イデオロギーが成立する。詳細は拙稿「叫ばれる「正名」——統一的国家イデオロギーの成立——」(『歴史』一〇八輯、二〇〇七年)。
- (19) 「近世日本の封建・郡県論のふたつの論点——日本歴史と世界地理の認識」(張翔ほか編『封建』・「郡県」再考——東アジア社会体制論の深層』所収、思文閣出版、二〇〇六年)。なお国学の三分法については、高橋章則「上古封建」論と国学——近世史学思想史の一断面——」(『日本思想史研究』一六号、一九八四年)、「本居宣長の「国造」制論とその思想的意味——宣長学考察の一視点——」(『日本思想史学』一六号、一九八四年)。
- (20) 石井紫郎氏は、山陽思想の反「封建」的性格を強調し、会沢正志斎の「王土王民」論への橋渡しをなしたと述べる(「封建」制と天皇制」、初出『法学協会百周年記念論文集第一巻』、有斐閣、一九八三年。後、『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』所収、東京大学出版会、一九八六年)。
- (21) 郡県之世、患在於姦臣与叛民、而封建無之。非無之也。雖有之、而不至猝亡其国也。何者、諸侯各有其土地甲兵、其力足以内備姦邪、而外禁盜賊也。然其力足以禁盜賊、而備姦邪、故難制。制之以權、權在於上、則天下之勢分、以奉上令。權不在上、則天下之勢合、而下恣其志。合者何謂。謂有党。有党、必有耦而争。争以其土地甲兵。故古噬豶豷、数十年而不止。非如郡県之存亡立決也。而為之上者、既莫以制之。聽其或勝、或負而已。而勝者或挾我、以取其勝、而及於既勝、乃終制我、我無如之何。是封建之通患、而庇仁之乱、亦為然。(『日本思想大系 頼山陽』六〇七—六〇八頁。岩波書店、一九七七年)。
- (22) 蓋我朝之初建国也。政体簡易、文武一途、拳海内皆兵、而天子為之元帥。大臣・大連、為之偏裨。未嘗別置將帥也。豈復有所謂武門武士者哉。故天下無事則已。有事、則天子必親征伐之勞。否則皇子皇后代之。不敢委之臣下也。是以大權在上、能制服海内、施及三韓肅慎、無不來王也。(『頼山陽全書』上、一頁)
- (23) 大兵之權、不可委之臣下也。(中略) 及至後世、兵戎之事、委之有司、雖公卿、亦不甚恤之。況於天子。(中略) 終之致大權移下。國政一變、長不復於古。(『日本思想大系 頼山陽』、四六五頁)
- (24) 至藤原氏、世藉威晚、專恣極矣。而未嘗至謀叛逆者、名分大定有異往昔、而亦不躬兵權故爾。(『日本思想大系 頼山陽』、四六四頁)
- (25) 夫太政大臣之名、見於大友高市、前後所無。蓋以為定國儲之漸耳。非可常置之官也。何則人臣夾輔天子、不可專管太政。人臣而管太政、是弁髦天子也。故特屬之親王、而不敢立官名、称知太政官事、如曰是儲王也。而身知此官庁之事而已。非夷任其官者、則有左右大臣。仍分之也。而其下有弁官也。有納言、有納言、有外記、判事、体統相屬、管轄而上。而天子臨決焉。所

以尊人主之勢、而防權柄之下移也。〔日本思想大系 賴山陽』、四八五頁〕

(26) 『日本思想大系 賴山陽』、七八頁。

(27) 源氏者、攘王土以攘王臣者也。足利氏者、奪王土以役王臣者也。故論足利氏之罪、浮於源氏。而源氏再傳而亡。足利氏乃得延之十三世者、蓋源氏剪除宗族、孤立自斃。而足利氏封建子弟旧臣、足以相維持。故不遽滅焉耳。〔賴山陽全書』上、三二九頁〕

(28) 封建之勢始於源氏、而成於足利氏。足利氏未享其利、而不勝其弊。織田豐臣承其弊、而不知裁之術。蓋皆有待於我徳川氏也。夫有外諸侯、有内功臣。内功臣之封、不能抗外諸侯。然後足以親戴衛護其内、而折衝禦侮其外。否則功臣亦与諸侯等耳。無戴我之心、而有争我之意。是織田氏所以被禍也。雖能存外諸侯、而不知斷長補短、使勢力略敵。又不知大封宗族、拋扼塞、犬牙相制、以鎮庄其邪心。是豊臣氏所以絶嗣也。織田氏唯難於取之。故重於分之。豊臣氏唯易於取心。故輕於分之。輕之与重之。其情雖異、其不能収天下英雄之心、一耳。故曰、二氏承封建之弊、而不知裁之之術也。至我徳川氏、鑑二氏之失、而秉其衷、矯之以漸、權其内外輕重之際、以維持於万世。封建之勢、於是一定而不可復撼。〔賴山陽全書』上、四四八、四四九頁〕

(29) 制馭天下恩与威而已。恩懷之而威服之、相待而行。無恩則威不可以加。加之則怨我。無威則恩不可以施。施之則不徳我。〔日本思想大系 賴山陽』、五九五、五九六頁〕。

その他、「それ恩威と威權とは一を闕くべからず。…それ人臣のその君を戴く所以は、その威ありて畏るべく、恩ありて愛

すべきを以てなり。〔日本政記』卷一四、後花園天皇論賛、六〇三頁) というように、山陽の政治思想において「恩」と「威」の持つ比重はきわめて大きい。

(30) 而其分旧臣門族也、所謂三管領、皆拋大封者也。既与之以土地人民之富、而又仮之以官号之崇、授之以權柄之要。是奚異傳虎以翼賊。応仁之乱、是其所由起焉。而終致上将亦擁虚器、同於王室。其極也、并其位号而喪之矣。豈非計之失者哉。〔賴山陽全書』上、三三二頁)

(31) 山陽は、享和三年(一八一〇三年)に「爪翼説」という文章を書いているが、臣下に絶大な権力と高い官位を与えてはいけなという一貫した考えを持っていた。

厚なるもの、重なるもの、并してこれを有するは、唯だ君のみ然りと為す。然らずんば、以てその臣を馭するなし。臣にしてこれを并せば、君を无みすなり。独り君を無みすのみならず、臣をも無みすなり。(中略) 而してこれを馭せんとすれば、則ち我を拏き、我を搏ち、我を齧りて齧る。終にこれを保つ能はざるは、爪牙・羽翼を并せてこれを授くるなり。

(原漢文) 『賴山陽文集』卷二、七三頁)。

(32) 方太閤之時、其布列天下者、概希世之雄也。而欲用尊氏之所施、誰肯為其用、而不敢叛哉。所以肯尽為其用、而有必術焉。

曰、中其意也。曰、出其意之外。中其意、足以感喜之。出其意之外、足以畏服之。天下群雄、感喜畏服於我、我之於天下、何為不成、何欲不致。是太閤之所以鼓舞顛倒一世、而使其不自知其何故也。故有及時輒予者。有未当与而与者。有既奪而大与者。有分与而鬪之者。故太閤能用土地金帛爵位、以濟其術。非專恃

土地金帛爵位也。(『日本思想大系 頼山陽』、六二〇頁)  
 (33) 获生徂徠の教化論につき、辻本雅史氏は次のように説明している。

徂徠は、「民間ノ輩ニハ、孝悌忠信ヲ知ラシムルヨリ外ノ事ハ不入ナリ。孝経・烈女伝・三綱行実ノ類ヲ出ツベカラズ。其外ノ学問ハ、人ノ邪智ヲマシ、散々ノコトナリ。民ニ邪智盛ナレバ、治メガタキ者」(『太平策』)という。

しかし徂徠は民衆教化を否定したのではない。徂徠が否定したのは、「道理ヲ人々ニトキ聞セテ、人々ニ合点サセテ、其人々ノ心ヨリ直サントス」る朱子学の、言葉によって人心に説き聞かせる道德教化の方法であった。(『幕府の教育政策と民衆』、辻本雅史ほか編『新日本体系 一六 教育社会史』二四九頁、山川出版社、二〇〇二年)。

(34) 山陽の名実乖離論については、既に丸山眞男や尾藤正英氏によつて言及がある。丸山「忠誠と反逆」(初出『近代日本思想史講座』六、筑摩書房、一九六〇年。のち『忠誠と反逆——転形期日本の精神的位相——』に収録、ちくま学芸文庫、一九九二年)。尾藤「日本における歴史意識の発展」(『岩波講座 日本歴史』別巻一、一九六三年)。

(35) 夫物力者、国之所以存也。而其所以盛衰息耗者、在於紀綱版籍二者。故祖宗定制、必於此致意焉、使後世子孫、頼以守其国、無此不可一日守也。然守之久、二者歲弛月廢、名存実亡、其終至於守空器、而天下之実焉。是和漢之所同、而国朝為著焉。(『日本思想大系 頼山陽』、五二二頁)

(36) 官爵、名也。權利、実也。名出於朝廷、而実出於天。天以其

実与源氏。曰、是嘗竭力於民者也。故源氏收天下之実。而朝廷擁其名而已。(『日本思想大系 頼山陽』、五七五頁)

(37) 山陽において広義の「実」とは政治支配の諸相の全体像をさすが、名実乖離論における「実」とは、人民支配を指す用例が多い。

(38) 北条氏別立主、以嗣源氏之名、而已守其実。唯守其実也。故其世世所務、在於養民。養民、非自儉自勤、不可。如曰吾務尽心於其実云爾。名非吾所敢貪也。是以北条義時雖遷官、猶称原衝、子孫皆循其遺意。終於相模守武藏守、而相模守武藏守能易置大將軍、能進退撰政閔白、能廢立天子、何哉。天下之実、在於此。(『日本思想大系 頼山陽』五七五頁)

(39) 或曰、將家礼制、概成於義滿之時。而有可憾者。夫行天子事、而謂之將軍。已為不称。而為之下者、受封將家、而班爵王朝。又為不順。使義滿有学有術、参酌古今。創立官爵、已下天子一等、除王朝公卿之外。天下万姓、尽為其臣、豈不善哉。外史曰、噫、是助足利氏為虐者也。夫天下有名、有実。昔我王家統馭海内、食租衣稅、而以爵秩酬功勞。当是時、名実之權並在朝廷。及於其後、有盜其名而敗者。平将門是也。有窃其实而成者。源頼朝是也。有欲并其名実、而兩失之者。則足利氏是也。(『頼山陽全書』上、三三〇〜三三一頁)

(40) 王朝既におとろへ、武家天下をしろしめして、天子をたてゝ世の共主となされしよし、その名、人臣なりといへども、その実のある所は、その名に反せり。我すでに王官をうけて、王事にしたがはずして、我につかふるものをして、我事にしたがふべしと令せむには、下、あに心に服せむや。かつ、我がうくる

所も王官也。我臣のうくる所も王官也。君臣共に王官をうくる時は、その実は君・臣たりといへども、その名は共に王臣也。

その臣、あに我をたつとむの実あらむや。(中略)もし此人(足利義満一注)をして不学無術ならざらましかば、此時、源家、本朝近古の事制を考究して、その名号をたて、天子より下れる事一等に於て、王朝の公卿・大夫・士の外、六十余州の人民等、ことごとく、其臣たるべきの制あらば、今代に至るとも遵用するに便あるべし(『読史余論』下、一七二四年跋、『日本思想大系 新井白石』、三六九頁。岩波書店、一九七五年)。

(41) 拙稿「新井白石の国家構想——国王復号・武家勲階制の検討を通じて——」(『日本思想史学』三四号、二〇〇二年)。

(42) 国朝有廢太子。未有廢天子。廢天子、自藤原基經始、而當時無異議。後世稱之者、何哉。由其門望無比乎。藉其父勢乎。抑其器略神識、圧服中外乎。三者皆然。然有大焉者。曰、所廢。当廢者也。所立、当立者也。立当立者、而廢当廢者、雖無三者、天下將服之。(『日本思想大系 頼山陽』、五一四～五一五頁)。ちなみに陽成天皇と藤原基經に対する評価は、『神皇正統記』を山陽は参照している。

此天皇性惡ニシテ人主ノ器ニタラズミエ給ケレバ、摂政ナゲキテ廢立ノコトヲサダメラレニケリ。(中略)此大臣マサシキ外戚ノ臣ニテ政ヲモハラニセラレシニ、天下ノタメ大義ヲオモヒテサダメオコナハレケル、イトメデタシ。(『日本古典文学大系 神皇正統記・増鏡』一二二～一二三頁、岩波書店、一九六五年)。

(43) 寛政期から民心への配慮が強まってくると辻本雅史氏は述べ

ている。(「学問と教育の発展——「人情」の直視と「日本的内部」の形成——」、藤田覚編『日本の時代史十七 近代の胎動』所収、吉川弘文館、二〇〇三年)

(44) 治天下者、常從人心所嚮、以成其事。事成而天下仰吾權。不從人心所嚮者、雖克於一時。而未久而壞。(『日本思想大系 山陽』、六〇二頁)

(45) 保建大記、使我儕小人重璽宝剣内侍鏡者也。然其言曰、以璽宝剣内侍鏡所在、為皇統。若然則假使盜賊持璽宝剣内侍鏡乎。盜賊亦為皇統也。(『頼山陽全書 文集』、七一～七二頁)

